

# 参考資料集

平成30年5月15日

# 高等学校等就学支援金交付金等

平成30年度予算額 3,708億円（平成29年度予算額 3,668億円）

<内訳> 高等学校等就学支援金交付金（新制度・旧制度） 3,678億円  
 公立高等学校授業料不徴収交付金（旧制度） 0.2億円  
 高等学校等就学支援金事務費交付金 30億円

## 概要

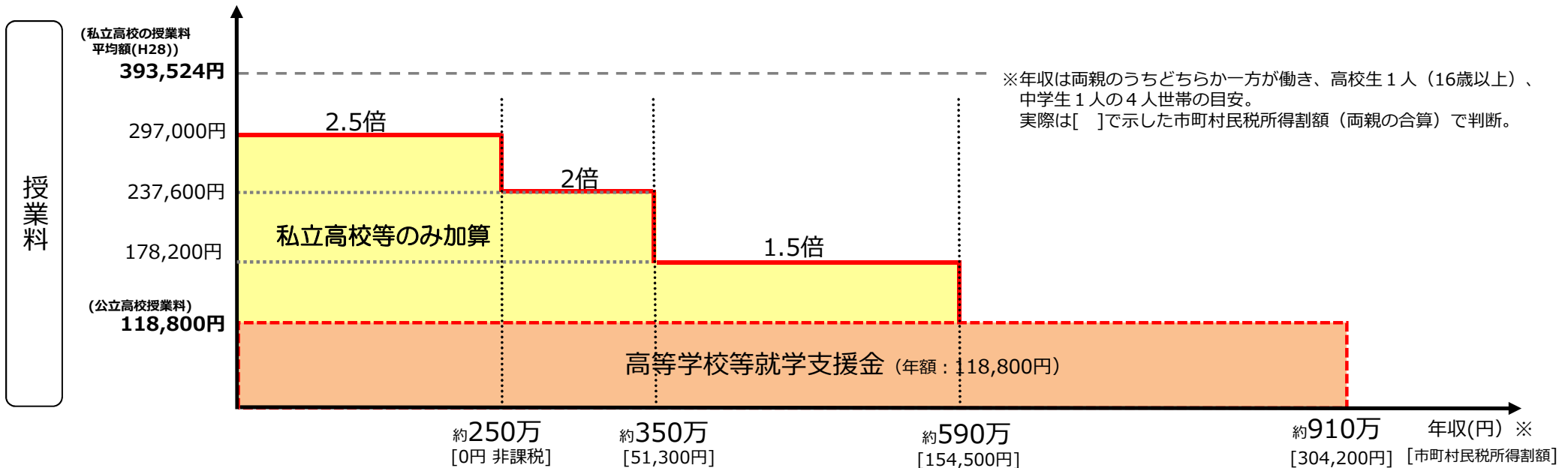
全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金を支給（学校設置者が代理受領）することで、家庭の教育費負担の軽減を図る。

### ◆対象となる学校種

国公立の高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年生）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校、海上技術学校。

◆支給資格要件として所得制限を設け、年収約910万円（市町村民税所得割額 304,200円）以上の世帯の生徒については、就学支援金を支給しない。

◆支給額は年額118,800円を上限とするが、私立高校に通う低所得世帯及び中所得世帯の生徒等については、所得に応じて59,400円～178,200円を加算して支給。



# 税制上の所得と控除

年収(Y万円)

給与所得

住民税

<b>給与所得控除</b> 年収180～360万円 $0.3Y+18$ 万円 年収360～660万円 $0.2Y+54$ 万円	<b>社会保険料控除</b> 年収900万円以下 $0.15Y$ 万円	<b>基礎控除(親1)</b> 33万円	<b>配偶者控除(親2)</b> 33万円 <small>※配偶者控除は年齢が70歳未満の場合の額</small>	<b>扶養控除(16-18歳の子)</b> 33万円	<b>特定扶養控除(19-22歳の子)</b> 45万円	課税対象所得 X万円
---	---	-------------------------	---	-------------------------------	---------------------------------	---------------



※子の扶養による特別加算後の額

※上図は、給与所得者に係る住民税制上の控除等を概略的に図示したものの。

その他の所得控除	((概要))	住民税
扶養控除(老人)	年齢70歳以上の扶養親族	38万円(+ 7万円) ※括弧内は同居の場合の加算額
障害者控除	・障害者である者 ・障害者である控除対象配偶者又は扶養親族を有する者	26万円(30万円、53万円) ※括弧内は特別障害者控除、同居特別障害者控除
勤労学生控除	本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等である者	26万円
雑損控除	住宅課財投について災害又は盗難若しくは横領による損失を生じた場合又は災害関連支出の金額がある場合	①(災害損失の金額+災害関連支出の金額)一年間所得金額の10% ②災害関連支出の金額-5万円 のいずれか多い方の金額
医療費控除	納税義務者又は納税義務者と生計を一つにする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合	(支払った医療費の額)-(①10万円or②年間所得の5%のいずれか低い方)
小規模企業救済等掛金控除	小規模企業共済家計金、確定拠出年金に係る企業型年金加入者掛金、個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済掛金を支払った場合に控除	支払った掛金の額
生命保険料控除	生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料を支払った場合	支払保険料の全額又は一部
地震保険料控除	地震保険料を支払った場合	支払った保険料の金額の2分の1の金額
配偶者特別控除	年間所得が38万円を超え、76万円未満である配偶者	最高33万円、最高38万円

## 【住民税(所得割)非課税】

**課税最低限** : 上記概略図における課税対象所得がゼロ以下になる場合  
**非課税限度額** : 所得金額 ≤ 35万円 × 世帯人員数 + 32万円となる場合  
 ※その他: 生活保護法による生活扶助を受けている(所得が最低生活費未満の)者

## 大学等進学・在学時に必要な費用

### 「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)【抜粋】

第一に、授業料の減免措置については、大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校(以下「大学等」という。)に交付することとし、学生が大学等に対して授業料の支払いを行う必要がないようにする。住民税非課税世帯の子供たちに対しては、国立大学の場合はその授業料を免除する。また、私立大学の場合は、国立大学の授業料に加え、私立大学の平均授業料の水準を勘案した一定額を加算した額までの対応を図る。1年生に対しては、入学金についても、免除する(※)。

(※) 脚注：国立大学の入学金を上限とした措置とする。

第二に、給付型奨学金については、学生個人に対して支払うこととする。これについては、支援を受けた学生が学業に専念できるようにするため、学生生活を送るのに必要な生活費(※)を賄えるような措置を講じる。在学中に学生の家計が急変した場合も含め対応する。

(※) 脚注：

他の学生との公平性の観点も踏まえ、社会通念上常識的なものとする。例えば、(独)日本学生支援機構「平成24年、26年学生生活調査」の経費区分に従い、修学費、課外活動費、通学費、食費(自宅外生に限る。)、住居・光熱費(自宅外生に限る。)、保健衛生費、授業料以外の学校納付金等を計上、娯楽・嗜好費を除く。併せて、大学等の受験料を計上する。

### 高等教育機関の学生納付金

		授業料(年額)	入学金
大学 (学部)	国立	53.6万円	28.2万円
	公立(平均)	53.8万円	(地域内)23.0万円 (地域外)39.4万円
	私立(平均)	87.8万円	25.3万円
短期大学	公立(平均)	38.8万円	(地域内)13.1万円 (地域外)21.7万円
	私立(平均)	70.0万円	24.5万円
高等専門学校 (4年次・5年次)	国公立	23.5万円	8.5万円
	私立(平均)	88.1万円	13.7万円
専修学校 (専門課程)	国立	16.7万円	7.0万円
	公立(平均)	17.9万円	4.4万円
	私立(平均)	61.3万円	16.7万円

※国立の授業料・入学金は省令による。その他は文部科学省調べによる平均額。

学生生活費(年額) (大学昼間部)	自宅	自宅外 (学寮(寄宿舎))	自宅外 (下宿・アパート・その他)
授業料以外の学校納付金	31.3万円(私立大学)		
修学費 (教科書、参考図書、実習材料、文具類の購入費、実習旅行費、実習を受けるために加入した保険料等)	4.7万円	4.9万円	4.9万円
課外活動費 (サークル活動や自治会活動など、正課教育以外のために支出した経費。サークル会費、宿費、遠征費、用具購入費、自治会費など。)	3.4万円	5.6万円	4.0万円
通学費 (定期券代など通学に要する経費。自転車、バイク、自動車などのガソリン代、維持費なども含む。)	10.2万円	1.7万円	2.1万円
食費 (外食、自炊のための材料費、下宿に食費として支払う額など。間食代や嗜好品的なものは除く。)	10.0万円	23.4万円	26.7万円
住居・光熱費 (家主に支払う部屋代、光熱水費、暖房費など)	—	29.5万円	46.2万円
保健衛生費 (診療代、薬代、理髪美容代、化粧品代、銭湯代など)	3.9万円	3.7万円	3.9万円
娯楽・嗜好費 (趣味、レクリエーションなどの費用及び酒、タバコ、間食代など)	13.3万円	12.1万円	14.6万円
その他の日常費 (通信費、被服、帰省のための交通費、社会保険料など)	14.3万円	14.9万円	16.2万円

【出典】

<授業料以外の学校納付金>

文部科学省「平成28年度私立大学等入学者に係る初年度学生納付金平均額(定員1人当たり)の調査結果」

<その他の項目>

日本学生支援機構「学生生活調査」(大学昼間部。国公立平均値)(平成24年度、26年度、28年度調査の平均値)

# 大学等の授業料減免について

	予算	人数(割合)・一人当たり減免額	認定基準
国立大学	350億円 (H30予算) ※運営費交付金の内数	6.5万人(学部等12.0%、博士13.0%(注1)) 授業料の全額、半額又は一部を免除  ※授業料標準額は53万5800円 ※6.5万人は全額免除換算 (注1:分母は収容定員数)	各大学において基準を設定
公立大学 (短期大学含む)	約35億円 (H28実績) ※地方財政措置を講じている	約1.0万人(6.8%(注2))/ 平均33.3万円 (注2:分母は「学校基本調査」の学生数)	【主な基準】 ・家計基準 ・学力基準 ・その他
私立大学 (短期大学、高等専門学校含む)	130億円 (H30予算)【1/2補助】 ※私立大学等経常費補助金の内数 ※上記の他、復興特別会計 12億円の内数	7.1万人(3.2%)/ 平均34万円(補助額17万円)  ※人数は平成30年度予算案積算 ※補助額はH28実績	
国立高等専門学校	約5億円(H30予算) ※運営費交付金の内数	0.2万人(約10%) 授業料の全額又は半額を免除  ※授業料標準額は23万4600円	設置者である(独)国立高等専門学校機構において、基準を設定 【主な基準】 ・家計基準    ・学力基準
公立高等専門学校	約0.5億円(H30予算) ※地方財政措置を講じている	0.03万人 授業料の全額又は半額を免除  ※授業料標準額は23万4600円	各高専において、基準を設定 【主な基準】 ・家計基準    ・学力基準
専門学校	—	—	—

# 国立大学の授業料減免について

**【意義】** 経済的理由等により、授業料等の納付が困難である者などを対象に修学継続を容易にし、教育を受ける機会を確保する。

## (国立大学法人における授業料減免の取扱い)

- 文部科学省令において、国立大学法人は、経済的理由により授業料等の納付が困難な者に対し、授業料等減免など経済的負担の軽減を図るために必要な措置を講ずる旨を規定。(→全ての国立大学法人において授業料減免制度を整備)
- 具体の授業料減免制度については、各法人の規定、基準等に基づいて判断、実施。

(参考) 国立大学等の授業料その他の費用に関する省令

第11条 国立大学法人は、経済的理由によって納付が困難であると認められる者その他のやむを得ない事情があると認められる者に対し、授業料、入学料又は寄宿料の全部若しくは一部の免除又は徴収の猶予その他の経済的負担の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。

**平成30年度予算額：350億円 (333億円)**

※ ( ) 書きは平成29年度予算額

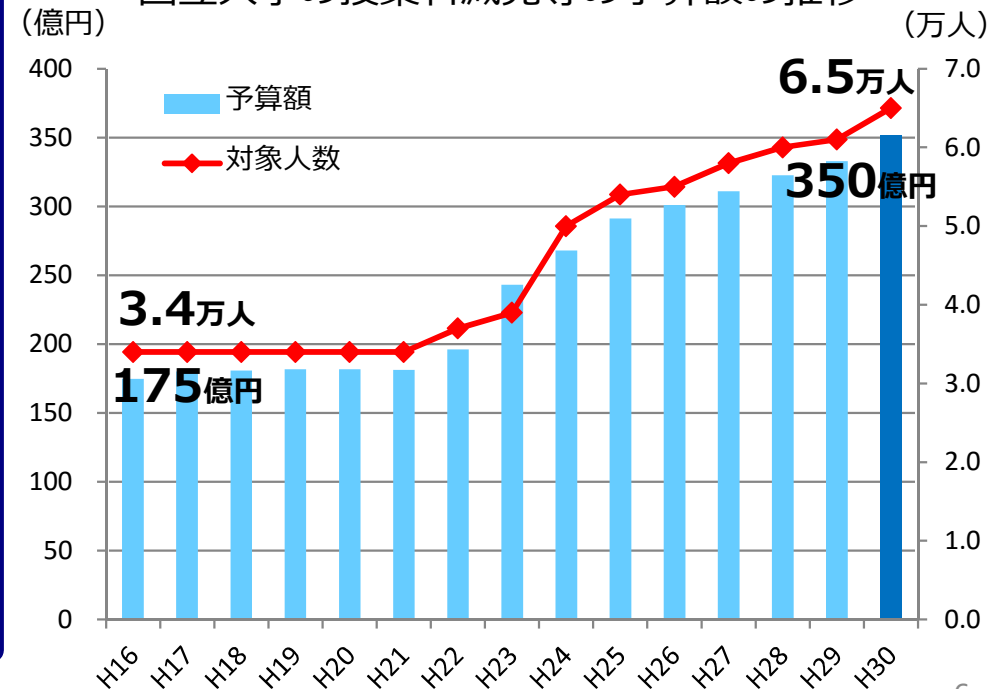
意欲と能力ある学生が経済状況にかかわらず修学の機会が得られるよう、授業料免除枠を拡大。

### ◆免除対象人数：対前年度約4千人増

平成29年度：約6万1千人 → **平成30年度：約6万5千人**

学部・修士：約5万6千人 (11.3%)	→	約5万9千人 (12% (0.7%増))
博士：約5.7千人 (12.5%)	→	約5.9千人 (13% (0.5%増))

国立大学の授業料減免等の予算額の推移



# 公立大学の授業料減免事業の概要

**【意義】** 経済的理由等により、授業料等の納付が困難である者などを対象に修学継続を容易にし、教育を受ける機会を確保する。

(公立大学における授業料減免の取扱い)

- 公立大学における国からの授業料減免措置については、地方財政措置を講じている。
- 地方交付税の算定にあたり、授業料収入の11.5%分を授業料減免等に係る欠損分として、考慮している。
- 全ての公立大学において授業料減免制度が設けられているが、実施の具体的方法については、各大学の規定、基準等に基づいて判断、実施。

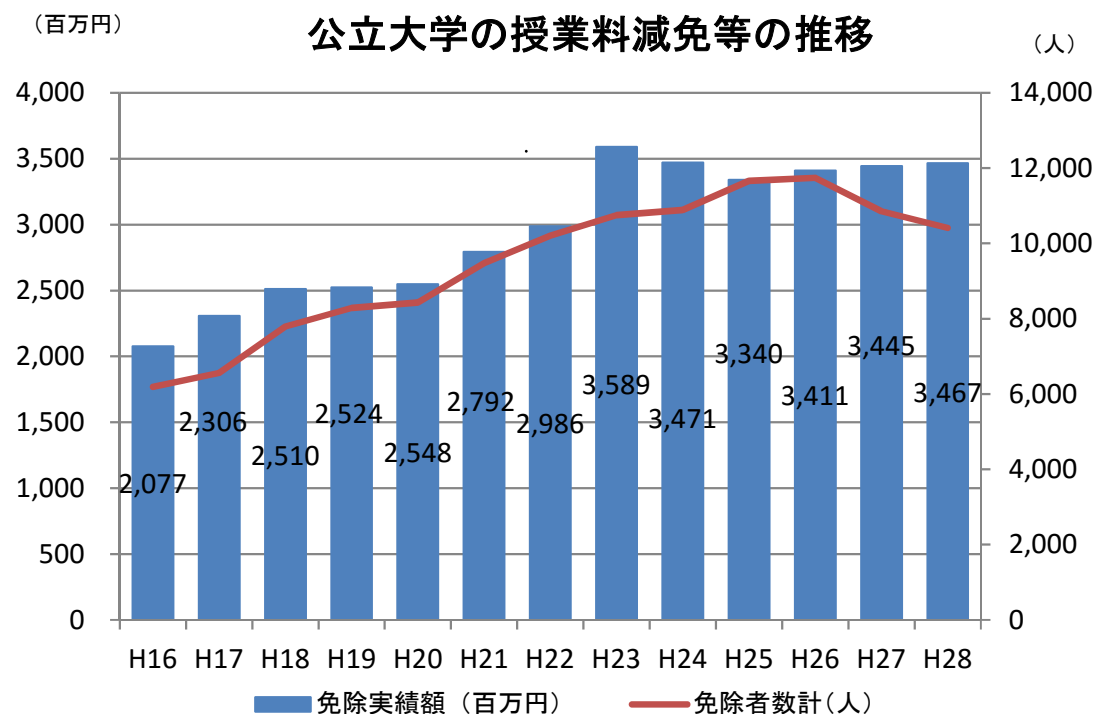
## 《平成28年度実績》

**実績額：約35億円**  
(うち震災関連 約3.9億円)

免除者数：約1.0万人  
(うち震災関連 約960人)

1人当たり平均免除額：約33万3千円

(※平成28年度における授業料減免の実績額を免除者数で除した金額)



# 私立大学等の学生の経済的負担軽減(私学助成)

平成30年度予算額: 130億円(102億円)

※括弧内は29年度予算額

## ポイント

- 経済的に修学困難な学生を対象とした授業料減免等を行う大学等への支援を充実し、高等教育を受ける機会保障の強化を図る。
- 減免対象人数を約1.3万人増(平成29年度:約5.8万人 → 平成30年度:約7.1万人)

## 支援内容

### 1. 授業料減免事業等支援

支援対象: 経済的に修学困難な学生に対し、授業料減免等の事業を実施している私立大学等

配分方法: 所要経費の1/2以内で支援。

家計基準: 給与所得者841万円以下、給与所得者以外355万円以下

### 2. 各大学における特色ある経済的支援策

#### (1) 卓越した学生への経済的支援

成績優秀者等への授業料減免等を実施している私立大学等を支援。(所要経費の2/3以内で支援。※収容定員毎に人数の上限有り)

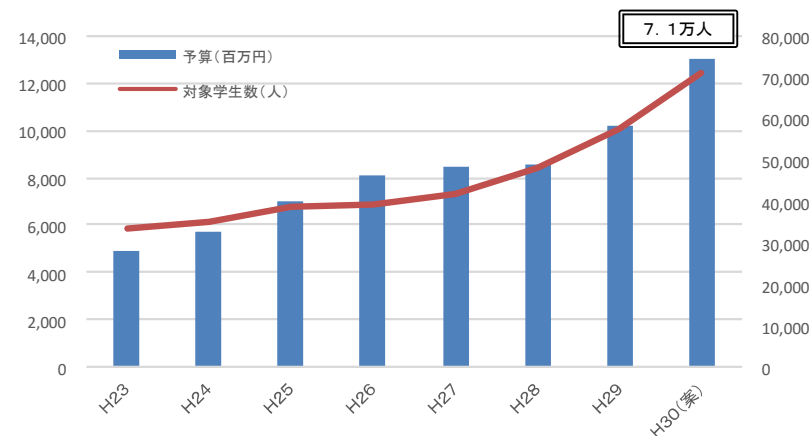
#### (2) 学内ワークスタディ

教育支援活動等に従事する学生に経済的支援を実施している私立大学等を支援。(所要経費を加算。※加算金額について上限有り)

#### (3) 産学合同スカラーシップ

産業界・自治体と連携した経済的支援を実施している私立大学等を支援。(産業界等から得た金額等に応じて一定額を加算。)

私立大学等の授業料減免等の予算額及び対象人数推移



※上記の他、

- ・熊本地震により被災した学生に対し、授業料減免等の支援を実施する私立大学等を支援。(所要経費の2/3以内で支援。)**【上記130億円の内数】**
- ・被災私立大学等復興特別補助(復興特別会計)において、東日本大震災により被災し経済的に修学困難な学生に対し、授業料減免等の事業を実施する被災3県に所在する私立大学等を支援。(福島県は、所要経費の4/5以内で支援。宮城県・岩手県は、所要経費の2/3以内で支援。)**【復興特別会計12億円の内数】**



# 大学等奨学金事業の充実

## 給付型奨学金制度の本格実施

- ✓ 経済的な理由で進学を断念せざるを得ない生徒の進学を後押し
- ✓ 特に経済的に厳しい者(私立自宅外生, 児童養護施設退所者等)を対象に29年度に先行実施した制度を30年度から本格的に実施。
  - ※ 進学後の学業状況を毎年度確認し、学生の努力を促す仕組みを導入
  - ※ (独)日本学生支援機構に基金を造成して制度を安定的に運用

### <平成30年度給付型奨学金の概要>

対象	大学、短期大学、高専(4・5年)、専門学校の学生・生徒 (高校3年次に予約採用)
給付基準	<b>【学力・資質】</b> 各高校等が定める基準に基づき推薦 (成績基準の目安等はガイドライン※を作成)  ※以下のいずれかの要件を満たす者から推薦 ①十分に満足できる高い学習成績を収めている ②教科以外の学校活動等で大変優れた成果、教科の学習で概ね満足できる成績を収めている ③社会的養護を必要とする生徒等で、進学後の学修に意欲等があり、進学後特に優れた学習成績を収める見込みがある
給付月額	<b>【家計】</b> ・住民税非課税世帯  ①国公立(自宅) 2万円 ②国公立(自宅外) 3万円 ③私立(自宅) 3万円 ④私立(自宅外) 4万円  ※児童養護施設退所者等には入学金相当額(24万円)を別途給付 ※国立で授業料減免を受けた場合は減額

## 無利子奨学金制度の充実

- ✓ 非課税世帯学生について、29年度から成績基準を実質的に撤廃  
給付対象者以外の進学者も、無利子奨学金の貸与対象に(約2万人)
- ✓ 貸与基準を満たしているにもかかわらず、貸与を受けられなかった者(残存適格者)を29年度から解消  
予算上の制約から貸与できなかった者が約2.4万人(H28年度)
- ✓ 卒業後の所得に応じた返還月額を設定できる  
所得連動返還型制度を29年度から導入 最低返還額は2千円から

## 予算額・対象規模

### <平成30年度所要額(給付型奨学金)>

区分	給付人員	所要額
給付型	22,800人	87億円 (30年度は基金として105億円を措置)

※ 本格実施後(学年進行完成後)の予算規模(予定) 約220億円

### <対象規模(一学年あたり)>

給付型奨学金	無利子奨学金
進学者 2万人【新規】※	進学者 15.0万人 (平成29年度15.1万人)

※ 給付型の対象規模は非課税世帯の奨学金受給者4.5万人の半数程度

### 【給付型奨学金の学校推薦枠の割り振り方法】

各高校等に1人を割り振った上で、残りの枠の数を各高校等の非課税世帯の奨学金貸与者数を基に配分